

豊田市青少年健全育成振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、青少年の健全育成を目的とする団体事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、交付することにより、青少年の健全育成を図り、青少年活動を活性化することを目的に育成団体の運営を支援する。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、次の各要件を満たしている団体とする。

- (1) 団体の設立目的が青少年健全育成であり、団体の会則等にその旨が明文化されていること。
- (2) 活動の拠点が主に豊田市内であること。
- (3) 会員は、20人以上であること。
- (4) 青少年健全育成の活動実績が1年以上あること。
- (5) 青少年健全育成事業を年間3回以上催すこと。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者が行なう事業で、次に掲げるものとする。

- (1) 青少年の健全育成に関する行事を行なう事業
- (2) 研修研究事業
- (3) 情報交換事業
- (4) 広報活動事業
- (5) 一般事務事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助事業経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち、報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び負担金とする。

(補助金額及び限度額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、毎年度予算の定める範囲内において決定する。

2 前項の規程にかかわらず、補助金の限度額は、200千円とする。

(補助金交付申請書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、豊田市青少年健全育成振興補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、毎年度4月30日までに市長に提出しなければならない。

(交付の通知)

第8条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、豊田市青少年健全育成振興補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該団体に通知するものとする。

2 前項に該当しない団体には、豊田市青少年健全育成振興補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該団体に通知するものとする。

(実績報告書の提出及び確定通知の交付)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、豊田市青少年健全育成振興補助金実績報告書(様式第4号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業等実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書(様式第5号)により通知し、交付するものとする。

(補助の条件)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けるために、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 会則を整備し、組織の構成を明確にしておくこと。
- (2) 事業の記録、会計簿等必要な書類を具備し、補助金等の用途を明らかにしておくこと。
- (3) 豊田市あるいは豊田市教育委員会の補助金を得ていないこと。
- (4) 食糧費の割合が事業費の1割未満であること。

(端数処理)

第11条 補助金の額の決定にあたっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の方法)

第12条 補助金は、概算払いにより交付するものとする。

(検査)

第13条 市長は、団体に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、

事業に関する資料の提出を求め又は検査を行うことができる。

(交付取り消し又は補助金の返還)

第14条 市長は、交付決定通知書を交付した団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付されている補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(その他の事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に要領で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。